

下條村 空き家リフォーム等補助事業補助金交付要綱

第1条（目的）

この事業は、下條村内の住宅関連産業を中心とした地域経済活性化を図るとともに、空き家の減少及び住民の生活環境の向上を目的に、空き家のリフォーム経費の一部を補助する。

第2条（定義）

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）空き家 下條村空き家登録台帳に登録された物件をいう。その他、村長が別に認めた物件。
- （2）リフォーム 住宅の機能又は性能を維持又は向上させるために、増築、修繕、補修、設備の更新等の工事を行うことをいう。

第3条（補助対象者）

補助金の交付の対象となる者は、新たに空き家を取得した者又は空き家の賃貸借契約後、当該空き家をリフォームした者及び賃貸を目的に空き家のリフォーム後、賃貸借契約を締結した者で、次の各号の全てに該当するものとする。

- （1）村内に住民票をおき、村に対して納付義務のあるすべてのものに滞納のない者。
- （2）空き家を取得した者は、当該空き家に5年以上居住する意思のある者。
- （3）賃貸借契約は2年以上の契約に限る。
- （4）空き家の取得日、または空き家の賃貸借契約の締結日から2年を経過していない者。

第4条（対象工事等）

補助の対象となる工事は、次のいずれかに該当し、工事費等が20万円以上のものに限る。

- （1）住宅等の増改築・修繕・一部改築、壁紙・障子・襖・畳等の張り替え、外壁等の塗装、屋根修理、窓・トイレ・風呂・給排水改修、フェンス・石積み・ブロック積み、電気施設・進入道路・宅地の舗装・車庫改修等の工事。
- （2）国、県、又は村の他の補助制度の対象となる工事と重複しない部分の工事。

(3) 家財道具処分等費用

1. ごみ処理手数料
2. 特定家庭用機器リサイクル料金
3. 廃棄物処分業者に委託して家財を処分する場合の委託料

* 家財道具の処分は、処理対象物に必要な産業廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた法人、又は個人事業者が行うものとする。

(4) その他、村長が認める経費。

第5条 (対象外工事)

次の事項にあてはまる経費は、補助の対象外とする。

※別表のとおり

第6条 (補助金の額)

補助金は次のとおりとする。

- (1) 補助金は、20万円以上の工事の4分の1とし、千円未満を切り捨てる。
なお、上限は同一空き家に対して50万円とする。
- (2) 補助金の交付は同一空き家につき1回とし、同一空き家で他の対象工事を行う場合は、当該補助金限度額から過去に交付された補助金を差し引いた額まで申請可能とする。
なお、2回目以降の申請の有効期間は、空き家の所有者になった者は売買契約の契約日、または空き家を賃借することが決定した者は賃貸借契約の契約日から2年間とする。
- (3) 自然災害等により共済金等が支払われる場合については、対象工事費から支払われる金額を差し引いた額を対象工事費とする。

第7条 (補助申請)

補助金交付申請書(様式第1号)は、施工業者が対象空き家所有者または賃貸借契約者の委任を受けて、着工前に次に掲げる書類等を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 工事もしくは処分費用見積書
- (2) 工事予定箇所もしくは処分前の家財道具の写真
- (3) 住宅位置図
- (4) 平面図(工事箇所の分かる図面) * 家財道具処分の場合は不要
- (5) 実施計画書(様式第1号の2)

第 8 条（交付決定）

村長は、前条の申請書の提出がされたときは、その内容について調査し、及び確認した上、補助金を交付するか否かを決定し、交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

第 9 条（計画変更の承認申請及び決定）

前条により交付決定を受けた者（以下「補助対象者」）は、交付決定の通知を受けた後において、交付申請の内容を変更しようとするとき、または、補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに計画変更・中止・廃止申請書（様式第 3 号）に実施変更計画書（様式第 3 号の 2）を添付し、村長に提出しなければならない。

村長は、前項の変更等の承認申請があったときは、当該変更等を承認するかどうかを決定し、計画変更・中止・廃止決定通知書（様式第 4 号）により補助対象者に通知するものとする。

ただし、補助金額及び大幅な工事内容の変更（申請された箇所とは異なる新たな工事箇所の追加等）が無い場合はこの限りでない。

第 10 条（実績報告）

補助対象者は、対象工事等が完了した後、速やかに実績報告書（様式第 5 号）に次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

- （1）収支決算書（様式第 5 号の 2）
- （2）写真（工事前、工事中、完成）
- （3）領収書の写し

第 11 条（補助金の額の確定）

村長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 6 号）により補助対象者に通知するものとする。

第 12 条（補助金の請求及び交付）

前条により確定通知書を受けた者は、確定通知書の交付日から起算して 30 日を経過した日または、交付決定のあった日に属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに補助金交付請求書（様式第 7 号）を村長に提出するものとし、村長はこれに基づき補助金を交付する。

第13条（補助金の返還）

村長は、前条の規定により補助金の交付を受けた申請者が、正当な事由なく、交付の決定の日から起算して5年以内に補助金の交付の対象となった空き家に居住しなくなったときは、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める額の補助金の返還を命ずることができる。

この場合において、算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- （1）1年以内 補助金の全額
- （2）1年を超え2年以内 補助金の5分の4に相当する額
- （3）2年を超え3年以内 補助金の5分の3に相当する額
- （4）3年を超え4年以内 補助金の5分の2に相当する額
- （5）4年を超え5年以内 補助金の5分の1に相当する額

村長は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれに該当するときは、補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- （1）虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- （2）その他村長が特に返還が必要であると認めたとき。

第14条（補足）

要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は村長が別に定める。

附則

（施工期日）

この要綱は平成29年4月1日から施行し、同日以降、当該年度の3月31日までに完成した工事の申請に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は平成30年12月1日より施行し、平成30年4月1日より適用する。

附則

この要綱は平成31年4月1日より施行・適用する。

附則

この要綱は令和2年4月1日より施行・適用する。

附則

この要綱は令和3年5月1日より施行・適用する。

(別表)

対象とならない工事

- ・国、県又は、村のほかの補助制度の対象となる工事と重複する部分の工事
- ・門庭に関する工事。
- ・電話・インターネットの配線工事。
- ・新設の浄化槽、水道への接続工事
- ・宗教関係施設

次の製品等は補助基本額の対象外とする。

- ・空き家リフォームに直接関係しない備品、製品、消耗品
- ・事業用資産に関するもの
- ・その他、村長が認めないもの